

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は議第9号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」に反対する立場から討論します。

森林の多面的機能とその恩恵は、意見書に述べられているとおりであります。現在、政府において検討されている「森林環境税」とは、地方自治体から反発が相次ぎ、導入が先送りされた経過があります。その内容は平成28年度税制大綱のなかで、「市町村が主体となった森林・林業整備事業を推進し、これに必要な財源として、国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源にあてる税制」とされています。これでは、県民に等しく負担を求める森づくり県民税との二重課税になりかねません。実際、森林環境税を導入している自治体が、2016年4月時点で37府県あるとのことですが、こうした自治体から「二重課税」を理由にして、反対意見が相次いだとのことあります。そのためか、意見書は地方独自の課税との調整を盛り込んでいますが、森林環境税も森づくり県民税もいずれも国民・県民に税負担を求めることに変わりはありません。森林整備の重要性は認めますが、その財源を国民に負担させる「森林環境税（仮称）」の早期創設には賛同できません。議員各位には、不採択とされますよう訴え、反対討論いたします。